

＜対策のポイント＞

新たな資源管理の推進に向けたロードマップに書かれた行程を1つ1つ着実に実施することにより、新漁業法に基づく新たな資源管理システムへ移行し、T A C・I Q導入の推進、自主的な管理の強化等に必要な資源の管理体制を構築します。

＜事業目標＞

T A C魚種の拡大（漁獲量ベースで8割〔令和5年度まで〕）

＜事業の内容＞

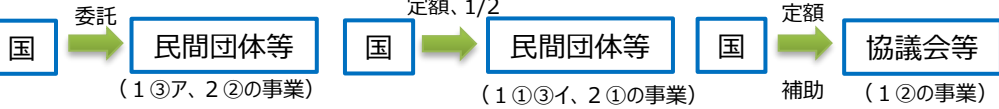
1.国内資源の管理体制構築促進事業

- ① 数量管理体制構築推進事業
 - ア 定置網漁業等における数量管理のための技術開発を支援します。
 - イ I Q導入に向けた取組を支援します。
- ② 資源管理協定体制構築事業
資源管理協定への移行及び資源管理計画の履行確認、評価・検証の実施に必要な経費等を支援します。
- ③ 遊漁資源管理システム構築事業
 - ア 遊漁の実態調査を行い、採捕量等の推計手法の確立を進めます。
 - イ 遊漁者に対する資源管理の指導等に必要な経費を支援します。

2.国際資源の管理体制構築促進事業

- ① 周辺諸国等と協調した資源管理の推進等のための民間協議、国際的な資源管理に必要な情報収集等を支援します。
- ② 地域漁業管理機関（R F M O）によるかつお・まぐろ等の国際管理魚種の資源管理措置を履行するとともに、資源評価・管理に資する正確なデータ収集を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

国内資源の管理体制構築促進

「T A C・I Qの導入を推進」

数量管理のための技術の開発

- ・選択的な漁獲が難しい漁法（定置網等）において数量管理のための技術を開発

I Q導入に向けた取組を支援

- ・I Q導入に向けて漁業の実態に合わせた管理に必要な調査や技術の試験実施等の取組を支援

「自主的な管理を強化」

資源管理計画から資源管理協定への移行

- ・資源管理指針・計画体制の着実な実施に加え、資源管理協定への移行に伴って必要な指導、調査や、資源管理協定による数量管理の試行等自主的資源管理措置のバージョンアップ等を支援

「遊漁実態の把握・指導強化」

- ・遊漁の実態を把握し、採捕量等を推計する手法を開発、併せて指導員を育成。

国際資源の管理体制構築促進

周辺諸国等との資源管理の推進等のための民間協議、国際的な情報収集等の実施

科学オブザーバーの配乗・EMの実施
収集データの解析にかかる体制構築

V M Sシステムによる操業管理、違法操業の抑止・V M S故障警報装置の整備

漁獲証明制度、外国漁船漁獲物のDNA分析等による漁獲・輸入管理

【お問い合わせ先】
(1①イ、②、③の事業) 水産庁管理調整課 (03-3502-8452)
(1①アの事業) 研究指導課 (03-3591-7410)
(2の事業) 国際課 (03-3501-3861)